

2017年11月10日
(一社)健康食品産業協議会
会長 木村 毅

「葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品の
販売事業者16社に対する景品表示法に基づく措置命令」について

日頃より健康食品産業協議会(以下当協議会)の活動にご支援を賜り厚く御礼申し上げます。このたび、消費者庁から表記の措置命令が出ましたので、ご連絡申し上げます。

消費者庁は、平成29年11月7日付で、葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分として、痩身効果を標ぼうする機能性表示食品の販売事業者16社(うち当協議会関係は1社)に対し、16社が供給する機能性表示食品の広告について、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令(※1)を行ったことを公表しました。

今回、機能性表示食品においてこのような措置命令が出たことについては、当協議会としても残念に思っております。今後このようなことが続くと、機能性表示食品制度自身の信用失墜に繋がりがかねないと危惧しています。

当協議会では「『機能性表示食品』適正広告自主基準」を平成28年4月25日に公表し(※2)、広告作成における基本的な考え方を示しています。また、消費者庁からは、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」が、平成28年6月30日に公表されています(※3)。今後、類似のことが起こることのないよう、まずは各事業者の皆様がこれらも参考とし、自己の責任において広告表現に十分な注意を払っていただくよう、お願い申し上げます。

尚、機能性表示食品の広告自主審査の実施を、当協議会の会員団体である公益財団法人 日本健康・栄養食品協会が計画しております。このようなことを通じ、業界としましても、今回の件を真摯に受け止め、今後一層再発防止に努めて参る所存です。ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

以上

※1: http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/index.html#public_information

※2: http://www.jaohfa.com/pdf/criteria_for_advertise.pdf

※3: http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf#search=%27%E6%99%AF%E5%93%81%E8%A1%A8%E7%A4%BA%E6%B3%95+%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%27